

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する規則	水産経営課
○長崎県農林業団体等検査規則の一部を改正する規則	団体検査指導室
○都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則	都市政策課
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	会計課
◎ 告 示	
○長崎県土地利用指導要綱の一部改正	土地対策室
・希少野生動植物種保存地域の指定	自然環境課
・希少野生動植物種保存地域の指定の解除	"
・第13次鳥獣保護管理事業計画の策定	"
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正	福祉保健課
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁政課
・長崎県知事管理漁獲可能量	漁業振興課
○長崎県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正	水産経営課
・第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の策定	農山村振興課
・第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の策定	"
・第二種特定鳥獣に係る狩猟期間の延長	"
・第二種特定鳥獣に係る禁止猟法の一部解除	"
・家畜精液取扱手数料の徴収事務の委託	畜産課
○長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領の一部改正	建設企画課
・道路の区域変更	道路維持課
・港湾施設の概要	港湾課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂防課
○長崎県財務規則第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額の一部改正	会計課
○長崎県議会事務局関係補助金等交付要綱の廃止	議会事務局
◎ 公 告	
・一般競争入札の参加者の資格等（2件）	監理課
・測量の実施	建設企画課
・測量の終了	"

## 規 則

長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第11号

長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する規則

長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和54年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和54年政令第124号）、同法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、同法施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、同法施行令（平成20年政令第296号）、同法施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、同法施行令（平成23年政令第15号）、同法施行規則（平成23年農林水産省令第7号）、<u>沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第535号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第536号）</u>の定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付け、認定中小企業者及び促進事業者については、経営等改善資金（別表第1に掲げる経営等改善資金の資金種類のうち(1)から(7)までの資金に限る。）を貸し付ける。</p> <p>(貸付資格の認定申請)</p> <p>第6条 <u>貸付資格の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）（農商工等連携促進法第14条の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の特例の場合には同法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第11条の特例の場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。以下同じ。）及び貸付申請書を添え、これをその者（認定申請者が認定中小企業者の場合にあつては、認定農商工連携事業者である沿岸漁業従事者等。）の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 漁協の長は、前項の認定申請書（事業計画書及び貸付申請書を含む。以下同じ。）の提出があつたときは、速やかに</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和54年政令第124号）、同法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、同法施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、同法施行令（平成20年政令第296号）、同法施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、同法施行令（平成23年政令第15号）、同法施行規則（平成23年農林水産省令第7号）<u>及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（平成23年農林水産大臣告示第608号）</u>の定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付け、認定中小企業者及び促進事業者については、経営等改善資金（別表第1に掲げる経営等改善資金の資金種類のうちからまでの資金に限る。）を貸し付ける。</p> <p>(貸付の申請)</p> <p>第6条 申請者は、<u>貸付申請書に事業計画書（農商工等連携促進法第14条の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の特例の場合には同法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第11条の特例の場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。以下同じ。）を添え、これをその者（申請者が認定中小企業者の場合にあつては、認定農商工連携事業者である沿岸漁業従事者等。）の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 漁協の長は、前項の貸付申請書（事業計画書を含む。以下同じ。）の提出があつたときは、速やかに当該貸付申請</p>

に当該認定申請書を認定申請者の住所地を管轄する水産業普及指導センターに送付するものとする。

3 水産業普及指導センターの長は、前項の認定申請書の送付があったときは、所管する県北振興局（西海市を除く。）、五島振興局、杵岐振興局又は対馬振興局に、その他の区域にあっては県水産経営課（以下「県水産関係機関」という。）に送付するものとする。

4 県水産関係機関（県水産経営課を除く。第7条第3項及び第13条第2項において同じ。）の長は、前項の認定申請書の送付があったときは、これに沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の当該認定申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添えて、知事に送付するものとする。

5 略

6 第1項の規定にかかわらず、認定申請者は、やむを得ない理由により認定申請書を漁協を経由して提出することが困難であるときは、水産業普及指導センターの長に提出することができるものとする。

（認定及び貸付けの決定）

第7条 沿岸漁業改善資金の申請者は、認定申請書と併せ、貸付申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは前条第4項の意見等を参しゃくして、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときに貸付資格の認定及び貸付けの決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により、貸付けの決定を行ったときは、貸付資格認定書及び貸付決定通知書を当該申請者に交付するとともに、その旨を当該漁協、水産業普及指導センター、県水産関係機関及び事務委託機関に貸付決定連絡書により通知するものとし、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、漁協、水産業普及指導センター、県水産関係機関及び事務委託機関に通知するものとする。

（借用証書）

第8条 申請者は、前条第3項の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書を漁協及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第6条第6項の規定により認定申請書の水産業普及指導センターの長に提出したときは、前項の借用証書は事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

（事業実施報告書等）

第9条 略

2 略

3 前項の場合において、貸付けを受けた者が法人格のない団体であるときは、事業報告書に個人別内訳を明記するものとする。

4 略

5 事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者は、その指示に従わなければならないものとする。

（貸付資格認定の取消し）

第10条 県は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経

書を申請者の住所地を管轄する水産業普及指導センターに送付するものとする。

3 水産業普及指導センターの長は、前項の貸付申請書の送付があったときは、所管する県北振興局（西海市を除く。）、五島振興局、杵岐振興局又は対馬振興局に、その他の区域にあっては県水産経営課（以下「県水産関係機関」という。）に送付するものとする。

4 県水産関係機関（県水産経営課を除く。第7条第2項及び第11条第2項において同じ。）の長は、前項の貸付申請書の送付があったときは、これに沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の当該貸付申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添えて、知事に送付するものとする。

5 略

6 第1項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由により貸付申請書を漁協を経由して提出することが困難であるときは、水産業普及指導センターの長に提出することができるものとする。

（貸付けの決定）

第7条 知事は、前条第1項又は第6項の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、同条第4項の意見等を参しゃくして、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときに貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により、貸付けの決定を行ったときは、貸付決定通知書を当該申請者に交付するとともに、その旨を当該漁協、水産業普及指導センター、県水産関係機関及び事務委託機関に貸付決定連絡書により通知するものとし、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、漁協、水産業普及指導センター、県水産関係機関及び事務委託機関に通知するものとする。

（借用証書）

第8条 申請者は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書を漁協及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第6条第6項の規定により貸付申請書の水産業普及指導センターの長に提出したときは、前項の借用証書は事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

（事業実施報告書等）

第9条 略

2 略

3 前項の場合において、貸付を受けた者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、かつ、各個人の確認印を押印するものとする。

4 略

営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、貸付資格認定取消通知書により借受者に通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

(期限前償還)

第11条 県は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

第12条～第15条 略

別表第2 (第9条関係)

1	機器等が船舶安全法(昭和8年法律第11号)第6条第3項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第65条の6の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	略	準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	準備検査成績通知書(船舶安全法施行規則第65条の6第4項)
2	略			
3	機器等が船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	略		

第10条～第13条 略

別表第2 (第9条関係)

1	機器等が船舶安全法(昭和8年法律第11号)第6条第3項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第65条の3の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	略	準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	準備検査成績通知書(船舶安全法施行規則第65条の3第4項)
2	略			
3	機器等が船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県農林業団体等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第12号

長崎県農林業団体等検査規則の一部を改正する規則

長崎県農林業団体等検査規則(昭和41年長崎県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(検査講評) 第17条 検査員は、検査を終了するに際して、組合等の全役員に対して検査結果についての講評を行い、それについて	(検査講評) 第17条 検査員は、検査を終了するに際して、組合等の全役員(農業共済組合にあっては理事又は監事及びその他の責

の意見を聴取しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員に対して講評を行うことができる。

任者) に対して検査結果についての講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員に対して講評を行うことができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第13号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和46年長崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削り、「印鑑証明書」を「本人確認資料」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第14号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章～第11章 略 第12章 雑則（第170条— <u>第173条</u> ） 附則 （請求書等の受け付け及び審査） 第46条 経費の支出は、県に対し債権を有する者（以下「債権者」という。）から提出された当該債権の内容を明らかにした請求書に基づいてするものとする。ただし、報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、補償補填及び賠償金、償還金、利子及び割引料、投資及び出資金、寄附金、公課費その他支払額の確定した債権に係る支払で債権者の請求書を徴する必要がないと認めるもの又は請求書を徴することができないものについては、支払義務を証明する書類によってすることができる。 2及び3 略 （資金前渡） 第54条 令第161条第1項第17号の規定により資金を前渡することのできる経費は、次に掲げるものとする。  (1)～(6) 略 2 略 （隔地払） 第65条 会計管理者等は、隔地の債権者に支払をするときは、当該債権者のため最も便利と認める支払場所を指定し、送金通知書（様式第33号）を債権者に送達しなければ	目次 第1章～第11章 略 第12章 雑則（第170条・ <u>第171条</u> ） 附則 （請求書等の受け付け及び審査） 第46条 経費の支出は、県に対し債権を有する者（以下「債権者」という。）から提出された当該債権の内容を明らかにした請求書に基づいてするものとする。ただし、報酬、給料、職員手当等、共済費、 <u>賃金</u> 、報償費、補償補填及び賠償金、償還金、利子及び割引料、投資及び出資金、寄附金、公課費その他支払額の確定した債権に係る支払で債権者の請求書を徴する必要がないと認めるもの又は請求書を徴することができないものについては、支払義務を証明する書類によってすることができる。 2及び3 略 （資金前渡） 第54条 令第161条第1項第17号の規定により資金を前渡することのできる経費は、次に掲げるものとする。 (1) <u>賃金</u> (2)～(7) 略 2 略 （隔地払） 第65条 会計管理者等は、隔地の債権者に支払をするときは、当該債権者のため最も便利と認める支払場所を指定し、送金通知書（様式第33号）を債権者に送達しなければ

ならない。この場合において、送金通知書の債権者への送達は、公金取扱銀行を経て行うことができる。

ならない。この場合において、送金通知書の債権者への送達は、公金取扱銀行を経て行うことができる。ただし、株式会社ゆうちょ銀行を支払場所として指定した場合は、公金取扱銀行が債権者あてに送付する払出通知票をもって送金通知書の送達に代えることができる。

2～6 略  
(入札の方法)

第99条 略

2 略

3 入札しようとする者は、入札書の記載事項（首標金額を除く。）について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。ただし、公告において入札者の押印の省略を認めている場合で本人確認ができるときは、訂正箇所に入札者の氏名を自署することで代えるものとする。

(無効入札)

第100条 次に掲げる場合は、その入札は、無効とする。

(1)～(8) 略

(9) 入札書に記名押印（電子入札にあつては、入札金額、入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書）がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。ただし、公告において入札者の押印の省略を認めている場合で本人確認ができるときは、押印は不要であるものとする。

(10) 略

(賠償責任に係る補助職員の指定)

第172条 法第243条の2の2第1項に規定する規則で指定する職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為について専決又は代決の権限を有する職員及び同項第4号に掲げる行為を命ぜられた職員とする。

(事故報告)

第173条 所属の長は、次に掲げる場合には、直ちにその事故の詳細を記載した事故報告書（様式第69号）を作成し、主管部局の長を経由して知事及び会計管理者に提出しなければならない。

(1) 出納員、会計員、資金前渡職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したとき。

(2) 前条の職員が法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたとき。

2 前項の規定により事故報告書を作成する場合には、所属の長は、関係者に対して報告又は書類の提出を求めることができる。

別表第4（第6条関係）

かい名	職名
略	略
長崎振興局長崎港 湾漁港事務所	総務課総務経理班専門幹
略	略

別表第5（第7条関係）

課・かい等名	職名等
略	略

2～6 略  
(入札の方法)

第99条 略

2 略

3 入札しようとする者は、入札書の記載事項（首標金額を除く。）について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。

(無効入札)

第100条 次に掲げる場合は、その入札は、無効とする。

(1)～(8) 略

(9) 入札書に記名押印（電子入札にあつては、入札金額、入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書）がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。

(10) 略

別表第4（第6条関係）

かい名	職名
略	略
長崎振興局長崎港 湾漁港事務所	総務課総務経理係長
略	略

別表第5（第7条関係）

課・かい等名	職名等
略	略

長崎振興局長崎港 湾漁港事務所 県央振興局	総務課総務経理班の職員 総務課総務班係長（係長が2名以上の 場合にあつては上席の係長） 総 務経理班の職員 納税課管理班の職 員 島原出張所の職員（出納員を除 く。） 企画調整課及び衛生環境課食 品業務班の職員
略	略
農林技術開発セン ター	総務課の職員（出納員を除く。）
肉用牛改良センタ ー	同
二 略	略

長崎振興局長崎港 湾漁港事務所 県央振興局	総務課総務経理係の職員 総務課総務班係長（係長が2名以上の 場合にあつては上席の係長） 総 務経理班の職員 納税課管理班の職 員 島原出張所の職員（出納員を除 く。） 企画調整課及び衛生課食品業 務班の職員
略	略
農林技術開発セン ター	総務課の職員（出納員を除く。）
略	略

別表第6（第43条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類		支出負担行為の確認のため付記する事項
			契約のとき	支出決定のとき	
1～6	略				
7	削除				
8～28	略				

備考 略

別表第8（第16条関係）

節
1～6 略
7 削除
8～28 略

別表第6（第43条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類		支出負担行為の確認のため付記する事項
			契約のとき	支出決定のとき	
1～6	略				
7	賃金を支払うとき	支出をしようと する額		支出調書	雇用の理由、 雇用期間、1 日の単価及び 算定の基礎並 びに使役監督 者の証明した 出勤表又は出 勤表
8～28	略				

備考 略

別表第8（第16条関係）

節
1～6 略
7 賃金
8～28 略

様式第42号中

年
月
日

を

年月日

に改める。

様式第50号中「出納員印」を「出納員（署名又は押印）」に、「確認印」を「確認」に改め、同様式の備考1を次のように改める。

1 確認後は、かいの長が署名を行うこと（私印の押印も可）。

様式第68号の次に次の2様式を加える。





様式第 69 号 その 2 (第 173 条関係)

文書番号

年 月 日

知 事 }  
 会計管理者 } 様

所属長 職 氏名

事 故 報 告 書

法令に違反した又は怠った職員の職・氏名	
職	氏名
事故年月日 年 月 日 ( )	事故による損害金額 円
事故の内容 (該当するものを書くこと) 1 支出負担行為に関すること 2 支出命令又は支出負担行為の確認に関すること 3 支出又は支払に関すること 4 契約履行の監督又は検査に関すること	
事故の内容の詳細	
事故発見後に講じた措置	
所属長の意見及び参考事項	
その他 (添付書類等)	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第263号

長崎県土地利用指導要綱（平成12年長崎県告示第431号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

なお、この要綱による改正後の長崎県土地利用指導要綱は、令和4年4月1日以後に事前協議を行うもの適用し、同日前に事前協議を行うものについては、なお従前の例による。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(適用除外)			(適用除外)		
第5条 この要綱は、次に掲げる開発事業については、適用しないものとする。			第5条 この要綱は、次に掲げる開発事業については、適用しないものとする。		
(1) 略			(1) 略		
(2) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している <u>一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は株式会社</u> （会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社を含む。）が行う開発事業			(2) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人又は株式会社</u> （会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社を含む。）が行う開発事業		
(3)～(13) 略			(3)～(13) 略		
(事前協議申出の指導及び通知)			(事前協議申出の指導及び通知)		
第9条 知事は、前条の場合においては、適切な土地利用への誘導、自然環境の保護及び保全、災害の防止等を主眼として別表第2に掲げる事項について検討し、当該申請又は届出に先立ち事業者が措置すべき事項等を示して申出人を指導し、事前協議終了後2週間以内にその結果を開発行為事前協議終了通知書（様式第3号）により、申出人に通知するものとする。ただし、事業計画の実施が困難と認められるときは、計画の中止等を指導又は助言するものとする。			第9条 知事は、前項の場合においては、適切な土地利用への誘導、自然環境の保護及び保全、災害の防止等を主眼として別表第2に掲げる事項について検討し、当該申請又は届出に先立ち事業者が措置すべき事項等を示して申出人を指導し、事前協議終了後2週間以内にその結果を開発行為事前協議終了通知書（様式第3号）により、申出人に通知するものとする。ただし、事業計画の実施が困難と認められるときは、計画の中止等を指導又は助言するものとする。		
2 略			2 略		
別表第1 事業計画に定めるべき事項（第7条関係）			別表第1 事業計画に定めるべき事項（第7条関係）		
(1) 事業計画書			(1) 事業計画書		
計画に定める事項	記載内容等	備考	計画に定める事項	記載内容等	備考
1～3	略		1～3	略	
4	付帯施設計画		4	付帯施設計画	
	(1)～(4) 略			(1)～(4) 略	
	(5) 環境保全計画	略		(5) 環境保全計画	略
	ア 公害防止計画	略		ア 公害防止計画	略
	イ 廃棄物処理計画	○略 ○工事中及び供用後に生ずる廃棄物の処理については、ごみ等の一般廃棄物は、 <u>市町長</u> が定める計画に基づき、廃棄物の種類、排出量、処理先等を明記するものとし、産業廃棄物は、		イ 廃棄物処理計画	○略 ○工事中及び供用後に生ずる廃棄物の処理については、ごみ等の一般廃棄物は、 <u>市町村長</u> が定める計画に基づき、廃棄物の種類、排出量、処理先等を明記するものとし、産業廃棄物は、

	知事が定める計画に基づき、産業廃棄物の種類ごとに、排出量、資源化・処分量及びその方法を明記すること。	
ウ～カ 略	略	
5～9 略		

(2) 略

別表第2 事業計画の指導基準（第9条関係）

指導項目	指導細目	指導基準
1 県及び開発区域が所在する市町の土地利用に関する計画又は構想及び公共施設等の整備に関する計画に関する事項	(1) <u>市町基本構想</u> 、国土利用計画（ <u>市町計画</u> ）、土地利用基本計画 (2)及び(3) 略	○略  ○開発区域の土地利用目的が、県及び市町の土地利用に関する計画又は構想及び公共施設の整備に関する計画に適合していること。

2～6 略

7 歴史的風土の保存に関する事項	(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）、 <u>市町文化財保護条例</u> に基づき指定された文化財の指定地域に関する事項 (2) 埋蔵文化財包蔵地として長崎県遺跡台帳、 <u>市町遺跡台帳</u> に登載された土地に関する事項 (3) 略	略
------------------	--	---

8 自然環境の保全に関する事項	(1) 略 (2) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成	略
-----------------	--------------------------------------	---

	知事が定める計画に基づき、産業廃棄物の種類ごとに、排出量、資源化・処分量及びその方法を明記すること。	
ウ～カ 略	略	
5～9 略		

(2) 略

別表第2 事業計画の指導基準（第9条関係）

指導項目	指導細目	指導基準
1 県及び開発区域が所在する市町村の土地利用に関する計画又は構想及び公共施設等の整備に関する計画に関する事項	(1) <u>市町村基本構想</u> 、国土利用計画（ <u>市町村計画</u> ）、土地利用基本計画 (2)及び(3) 略	○略  ○開発区域の土地利用目的が、県及び市町村の土地利用に関する計画又は構想及び公共施設の整備に関する計画に適合していること。

2～6 略

7 歴史的風土の保存に関する事項	(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）、 <u>市町村文化財保護条例</u> に基づき指定された文化財の指定地域に関する事項 (2) 埋蔵文化財包蔵地として長崎県遺跡台帳、 <u>市町村遺跡台帳</u> に登載された土地に関する事項 (3) 略	略
------------------	--	---

8 自然環境の保全に関する事項	(1) 略 (2) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成	略
-----------------	--------------------------------------	---

20年長崎県条例第15号)に基づき指定された次に掲げる地域内の土地に関する事項 ア 略 イ 県自然環境保全地域内の普通区域 ウ 略 (3)~(1) 略	20年長崎県条例第15号)に基づき指定された次に掲げる地域内の土地に関する事項 ア 略 イ 県自然環境保全区域内の普通区域 ウ 略 (3)~(1) 略
---	---

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第8条関係)

### 開発行為に関する意見書

第 号  
年 月 日

長崎県知事 様

市町長名 印

長崎県土地利用指導要綱第8条の規定に基づく意見は、次のとおりです。

事業者(申出人) 住 所 氏名又は名称及び代表者氏名	
事業名	
開発予定地の所在及び地番	
事業目的(土地利用目的)	
開発予定地の総面積(実測・公簿)	
意見	別紙のとおり

(注) 事前協議の変更の場合は、変更に関係のない事項は意見を省略してよい。

別紙

(1) 土地利用計画等に対する適合性

計画の名称	計画の概要	計画から見た当該区域の位置づけ
国土利用計画法	計画期間	(注) 既存計画に適合しない場合は、策定又は改定の

第8条に基づく 国土利用計画 (市町計画)	年～年	取り組みの見込み及び当該計画の位置付けに対する考え方等を記述する。
計 画	計画期間 年～年	(注) 市町において定めている計画(市町振興計画等)がある場合について記述する。 ○当該計画に適合しない場合は、計画変更等についての取り組みについての考え方を記述する。

(2) 開発による効果

※ 雇用(就労見込人員)、地元産業への波及効果その他事業効果に関する事項について、できるだけ具体的に記述すること。

(3) 土地利用の規制に関する法令との関連性

法 律 名	関 連 事 項	市町としての意見又は対応方針
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域の変更又は区域内の開発行為	
農 地 法	農 地 転 用	
森 林 法	林 地 開 発 (含保安林)	
自 然 公 園 法	区域内開発行為	
道 路 法	市 町 道 へ の 取 付 道 路	
そ の 他 の 法 律		

(注) 1 開発区域に含まれる土地の利用状況、法律に基づく規制区域等を申出書の添付図書及び現地調査により確認し、該当する法令及び関連事項を記入する。

2 1の結果を踏まえ、開発行為による土地利用の変更が市町行政の支障とならないか等を検討し、市町としての意見又は対応を記述する(別表第2「事業計画の指導基準」を参照)。

(4) 農林業投資受益地等の有無

※ 農林業投資受益地等がある場合は、その実施状況及び市町としての対応を記述すること。

(5) 当該土地利用に関連する公共・公益施設の現状及び整備予定との関連性

※ 道路、河川、上水道、下水道、消防水利等の既存の公共施設等に及ぼす影響の有無及び影響がある場合の市町としての対応策等について施設別に記述すること。

(6) 自然環境保全、国土保全、災害及び公害防止等との関連性

※ 当該開発区域及び周辺区域の自然環境、地形・地質、現況の土地利用の状況等からみて、自然保護、国土保全、災害及び公害防止等の見地上、開発に適する地域であるかどうかについて記述すること。

(7) 歴史的風土の保存との関連性

(8) 利害関係者、地域住民、関係機関等の意向

(9) 総合判断

(注) 開発行為に同意しがたい場合は、総合判断の欄にその理由を記述すること。  
 様式第3号中「長崎県知事」を「長崎県知事 印」に改める。  
 様式第4号から様式第10号までの様式中「印」を削る。

### 長崎県告示第264号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）第51条第1項の規定により、希少野生動植物種保存地域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 希少野生動植物種の名称及び希少野生動植物種保存地域に含まれる土地の区域

希少野生動植物種の名称（種名 [科名]）	希少野生動植物種保存地域の指定区域
<植物>	
ヤクシマアカシユスラン [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
カゴメラン [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町

### 長崎県告示第265号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）第51条第1項の規定による希少野生動植物種保存地域の指定を次のとおり解除する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 解除する希少野生動植物種の名称及び解除する希少野生動植物種保存地域が含まれる土地の区域

名称（種名 [科名]）	希少野生動植物種保存地域の解除区域
<植物>	
ツシマノダケ [セリ科]	対馬市
ウスギワニグチソウ [キジカクシ科]	対馬市

### 長崎県告示第266号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、第13次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり策定したので、同条第5項の規定により公示する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、同計画を県民生活環境部自然環境課、島原振興局管理部総務課、県北振興局管理部総務課、五島振興局管理部総務課、壱岐振興局管理部総務課及び対馬振興局管理部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

### 長崎県告示第267号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療政策課関係						別表（第2条関係） 医療政策課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～36 略						1～36 略					
37	長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を推進する。	次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(15) 略 (16) <u>新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業</u>	略		37	長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を推進する。	次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(15) 略	略	
38～43 略						38～43 略					
44	来県者PCR等検査助成補助金	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、長崎県外から長崎県内に移動しようとする者のPCR検査又は抗原定量検査の受検促進を図る。	人の移動が増加する期間において、やむを得ない理由で長崎県内を訪れる県外在住者が、長崎県外から長崎県内に移動する前に受けるPCR等検査に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	県外在住者で、長崎県外から長崎県内に移動する前にPCR等検査を受けた者	44	来県者PCR等検査助成補助金	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、長崎県外から長崎県内に移動しようとする者のPCR検査又は抗原定量検査の受検促進を図る。	人の移動が増加する期間において、やむを得ない理由で長崎県内を訪れる県外在住者が、長崎県外から長崎県内に移動する前に受けるPCR等検査に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	県外在住者で、長崎県外から長崎県内に移動する前にPCR等検査を受けた者
45	長崎県PCR等検査無料化事業補助金	ワクチン・検査パッケージ制度等の利用のために必要な検査及び感染拡大の傾向が認められる場合に知事の要請に応じて住民が受ける検査に	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) <u>検査費用支援事業</u> (2) <u>検査体制整備支援事業</u>	10分の10以内	知事が適当と認める者	45	長崎県PCR等検査無料化事業補助金	ワクチン・検査パッケージ制度等の利用のために必要な検査及び感染拡大の傾向が認められる場合に知事の要請に応じて住民が受ける検査に	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) <u>検査費用支援事業</u> (2) <u>検査体制整備支援事業</u>	10分の10以内	知事が適当と認める者

		要する経費を支援することにより、感染症対策と日常生活の両立を図る。		
--	--	-----------------------------------	--	--

長寿社会課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～9 略				
10	長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金	地域における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備等、 <u>水害対策強化事業及び換気設備設置事業</u> を推進し、老人福祉の向上を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) 高齢者施設等の水害対策強化事業 (4) 高齢者施設等における換気設備設置事業	(1)、(2)及び(3) 4分の3以内 (4) 10分の10以内
11～21 略				

長寿社会課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～9 略				
10	長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金	地域における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備等、 <u>防犯対策及び安全対策</u> を推進し、老人福祉の向上を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業	4分の3以内
11～21 略				

長崎県告示第268号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表(第2条関係) 漁政課関係					別表(第2条関係) 漁政課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略					1～5 略				
6	漁業経営セーフティネット活用促進事業費補助金	本県漁業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成22年	次に掲げる事業に要する経費 (1) 燃油セーフティネット事業の令和4年度の加入に伴う所属組合員の燃油補填	漁業協同組合					
			(1) 3分の1以内						



水 漁 第 3037号) 第 4 に より国が 実施する 漁業用燃 油価格安 定対策事 業（以下 「 燃 油 セ ー フ テ ィ ー ネ ッ ト 事 業」とい う。）へ 加入する ための必 要な経費 等を支援 すること により、 リスクに 強い漁業 経営体の 育成を図 る。	積立金 ただし、20 トン以上の動 力漁船を1隻 以上使用する 漁業にかかる 積立金は除く。 (2) 当該事業に 伴う事務経費	(2) 燃 油セ ーフ ティ ーネ ット 事業 に加 入す る所 属組 合員 1者 当た り 1,000 円		
--	---	--	--	--

**長崎県告示第269号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項  
 令和4年4月1日から令和5年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。  
 【くろまぐろ（小型魚）】 728.900トン  
 【くろまぐろ（大型魚）】 173.300トン  
 【するめいか】 現行水準
- 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項  
 令和4年4月1日から令和5年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。  
 【くろまぐろ（小型魚）】  
 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 41.289トン  
 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 673.139トン  
 【くろまぐろ（大型魚）】  
 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 51.947トン  
 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 118.526トン  
 【するめいか】  
 長崎県するめいか漁業 現行水準

**長崎県告示第270号**

長崎県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和54年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
第1 経営等改善資金の種類ごとの貸付の相手方		第1 経営等改善資金の種類ごとの貸付の相手方	
資金の種類	貸付の相手方	資金の種類	貸付の相手方
1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、 <u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者（以下「認定中小企業者」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行う者（以下「促進事業者」という。）</u>	1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）
2～5 略		2～5 略	
6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、 <u>認定中小企業者及び促進事業者</u>	6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）
7 略		7 略	
8 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、 <u>及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）</u>	8 乗組員安全機器等設置資金	<u>1と同じ。</u>
9 救命消防設備購入資金	<u>8と同じ。</u>	9 救命消防設備購入資金	<u>1と同じ。</u>

10 漁船転覆防止機器等設置資金	8と同じ。	10 漁船転覆防止機器等設置資金	1と同じ。
11 漁船衝突防止機器等購入等資金	8と同じ。	11 漁船衝突防止機器等購入等資金	1と同じ。
12 漁具損壊防止機器等購入資金	8と同じ。	12 漁具損壊防止機器等購入資金	1と同じ。
13 エアー方式投餌機設置資金	8と同じ。	13 エアー方式投餌機設置資金	1と同じ。
14 潮流計測装置設置資金	8と同じ。	14 潮流計測装置設置資金	1と同じ。
第4 認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定時期		第4 貸付申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定時期	
	認定申請書の提出期日	貸付金の貸付決定時期	
略		略	

**長崎県告示第271号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項において準用する同法第4条第5項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定したので公表する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、同計画を農林部農山村振興課、県央振興局農林部農業企画課、島原振興局農林水産部農業企画課、県北振興局農林部農業企画課、五島振興局農林水産部農業振興普及課、杓岐振興局農林水産部農業振興普及課及び対馬振興局農林水産部農業振興普及課に備え置いて縦覧に供する。縦覧期間は、告示の日から4週間とする。）

**長崎県告示第272号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項において準用する同法第4条第5項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定したので公表する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、同計画を農林部農山村振興課、県央振興局農林部農業企画課、島原振興局農林水産部農業企画課、県北振興局農林部農業企画課、五島振興局農林水産部農業振興普及課、杓岐振興局農林水産部農業振興普及課及び対馬振興局農林水産部農業振興普及課に備え置いて縦覧に供する。縦覧期間は、告示の日から4週間とする。）

**長崎県告示第273号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に係る狩猟期間を延長したので公表する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 狩猟期間の延長

- (1) 対象鳥獣 ニホンジカ
- (2) 対象区域 県内全域
- (3) 延長期間 毎年2月16日から3月15日まで
- (4) 適用期間 第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（令和4年長崎県告示第271号）の期間

2 狩猟期間の延長

- (1) 対象鳥獣 イノシシ
- (2) 対象区域 県内全域

- (3) 延長期間 毎年2月16日から3月15日まで  
(4) 適用期間 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（令和4年長崎県告示第272号）の期間

### 長崎県告示第274号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣に係る同法第12条第1項第3号の規定による禁止の一部を令和4年4月1日に解除する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 「くくりわな」に係る禁止猟法の一部解除
  - (1) 対象鳥獣 ニホンジカ
  - (2) 対象区域 県内全域
  - (3) 解除事項 ニホンジカについては輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる狩猟が全国的に禁止されているが、これを認めることとする。
  - (4) 適用期間 第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（令和4年長崎県告示第271号）の期間における狩猟期間（毎年11月15日から3月15日まで）
- 2 「くくりわな」に係る禁止猟法の一部解除
  - (1) 対象鳥獣 イノシシ
  - (2) 対象区域 県内全域
  - (3) 解除事項 イノシシについては輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる狩猟が全国的に禁止されているが、これを認めることとする。
  - (4) 適用期間 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（令和4年長崎県告示第272号）の期間における狩猟期間（毎年11月15日から3月15日まで）

### 長崎県告示第275号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日  
令和4年3月14日
- 2 受託者の所在地及び名称
  - (1) 長崎市興善町6-7  
長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 山川 重幸
  - (2) 諫早市栗面町174番地1  
長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎
  - (3) 島原市萩原2丁目5192番地1  
島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治
  - (4) 佐世保市吉井町立石12-1  
ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 田中 芳秀
  - (5) 五島市籠淵町2450-1  
ごとう農業協同組合 代表理事組合長 家永 嘉弘
  - (6) 壱岐市郷ノ浦町東触560  
壱岐市農業協同組合 代表理事組合長 川崎 裕司
  - (7) 対馬市厳原町中村606-19  
対馬農業協同組合 代表理事組合長 縫田 和己
  - (8) 雲仙市瑞穂町古部甲2087-1  
長崎県酪農業協同組合連合会 代表理事会長 中村 隆馬
  - (9) 長崎市銭座町3番3号  
一般社団法人長崎県畜産協会 会長 家永 嘉弘

3 委託事務

長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）別表26に規定する家畜精液取扱手数料の徴収事務

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第276号

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領（平成12年長崎県告示第599号の6）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日以降に行う指名停止から適用する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

改正後	改正前
<p>(下請けの禁止)</p> <p>第10条 契約担当者は、所管する工事等の全部若しくは一部を元請業者が下請けをさせ、又は受託させる場合において、その相手方が指名停止の期間中の有資格業者であるとき <u>(指名停止の期間中に有資格業者でなくなった場合を含む。)</u> は、これを承認しないものとする。</p>	<p>(下請けの禁止)</p> <p>第10条 契約担当者は、所管する工事等の全部若しくは一部を元請業者が下請けをさせ、又は受託させる場合において、その相手方が指名停止の期間中の有資格業者であるときは、これを承認しないものとする。</p>

長崎県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 佐世保日野松浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市皆瀬町54番6地先から 佐世保市皆瀬町54番5地先まで	前	9.8~11.7	23.5	
	後	9.7~11.4	23.5	

長崎県告示第278号

長崎県管理港湾肥前大島港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所に備え置く。

令和4年3月29日

肥前大島港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

港湾名	種 類		位 置	数量及び能力
	施設名	名 称		
肥前大島港	泊地	寺島南小型泊地(C)	西海市大島町字池ノ原から字中山谷に至る地先	面積 78㎡
	物揚場	寺島物揚場(D)	西海市大島町字池ノ原から字中山谷に至る地先	延長 除 取付部 75m 含 取付部 120m 面積351㎡(重量式) 212㎡(FRP製モノコック式)

臨港道路	寺島臨港道路(D)	西海市大島町字池ノ原から字中山谷に至る地先	延長 19.7m
野積場	寺島野積場(E)	西海市大島町字池ノ原から字中山谷に至る地先	面積 1,351.0㎡

**長崎県告示第279号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県北興局建設部において縦覧に供する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称		針尾西(1)	
所在地	市町名	大字	字 地番
	佐世保市	針尾西町	2850番1の一部、2850番2の一部、2850番3の一部、2850番5の一部、2850番6、2850番7、2850番8、2850番9の一部、2871番2、2872番2の一部、2872番4、2873番1の一部、2873番4、2874番1の一部、2874番3、2875番1の一部、2875番5、3122番1の一部、3123番1の一部、3123番2、3124番1の一部、3124番2、3124番3の一部、3124番4の一部、3128番1の一部、3128番2の一部、3128番3の一部、3128番4、3131番の一部

**長崎県告示第280号**

長崎県財務規則第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額（平成14年長崎県告示第657号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額を次のように定める。			長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額を次のように定める。		
番号	工事又は製造を除く請負の内容	額	番号	工事又は製造を除く請負の内容	額
1及び2	略		1及び2	略	
3	(1) 略 (2) 県営林 <b>作</b> 業業務、道路清掃業務、道路伐採業務、河川清掃業務、河川伐採業務、公園清掃業務及び公園伐採業務に関する請負契約	略 長崎県財務規則第97条の規定により決定した予定価格に3分の2を乗じて得た額	3	(1) 略 (2) 県営林 <b>造</b> 成業務、道路清掃業務、道路伐採業務、河川伐採業務、公園清掃業務及び公園伐採業務に関する請負契約	略 長崎県財務規則第97条の規定により決定した予定価格に3分の2を乗じて得た額

**長崎県告示第281号**

長崎県議会事務局関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第78号）は、令和4年3月31日限り廃止する。ただし、令和3年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公 告

### 一般競争入札の参加者の資格等（公告）

令和4年度において長崎県が発注する工事に関する調査、設計及び測量業務について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法を次のとおり定める。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
工事に関する調査、設計及び測量業務
- 2 一般競争入札に参加することができない者  
次に掲げる者のいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しない者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - (3) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
  - (4) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者（加入義務のない者は除く。）
- 3 申請の時期  
随時
- 4 申請の方法
  - (1) 申請書類
    - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
    - イ 営業に関し、法律上必要な登録の証明書
    - ウ 技術者経歴書
    - エ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明データシート（その3／未納税額のない証明用）を添付すること。）  
電子納税証明書送付先アドレス s080102@pref.nagasaki.lg.jp
    - オ 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する書類
    - カ 2(4)に該当しないことを証する書面
  - (2) 申請方法  
次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。  
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#konsaru>
  - (3) 申請書類の提出場所及び提出方法  
申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。  
長崎市尾上町3-1  
長崎県土木部監理課建設業指導班  
(電話) 095-894-3015
  - (4) 申請書類の作成に用いる言語等  
申請書類は、日本語で作成すること。  
申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

- 5 一般競争入札参加資格の認定  
2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。  
2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、一般競争入札参加資格を認定する。  
なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
  - (1) 有効期間  
一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和5年3月31日までとする。
  - (2) 更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。
- 7 一般競争入札参加資格の取消し  
申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。
- 8 その他  
工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

#### 一般競争入札の参加者の資格等（公告）

令和4年度において長崎県が発注する建設工事について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法等を次のとおり定める。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業種の区分  
建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第2項に定める建設工事の種類による。
- 2 一般競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - (3) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
  - (4) 令和2年7月1日以後を審査基準日とする法第27条の29の規定による総合評定値通知書を受け取っていない者
  - (5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
  - (6) (4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者
- 3 申請の時期  
随時
- 4 申請の方法
  - (1) 申請書類
    - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）
    - イ 工事経歴書
    - ウ 営業所一覧表
    - エ 総合評定値通知書の写し（令和2年7月1日以後を審査基準日とするもので、一般競争入札参加資格審査申請の直前のもの）
    - オ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明デー



タシート（その3／未納税額のない証明用）を添付すること。）

電子納税証明書送付先アドレス s080102@pref.nagasaki.lg.jp

カ 委任状（建設業の許可を受けた営業所に権限を委任する場合）

キ 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

(2) 申請方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#kengai>

(3) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。

長崎市尾上町3-1

長崎県土木部監理課建設業指導班

（電話）095-894-3015

(4) 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 一般競争入札参加資格の認定

2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。

2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、1の建設工事の種類ごとに一般競争入札参加資格を認定する。

なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和5年3月31日までとする。

(2) 更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。

7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（航空重力測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県内全域	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（成果不整合地域における基準点改測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県対馬市	令和4年3月16日

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八九五)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市  
権島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト  
クイック  
プリン  
ト